

学振申請書の  
書き方とコツ

DC/PD獲得を目指す若者へ

*Chapter*

**1**

**「学振」の基礎知識**

## 1.1 「学振」とは

学振は、独立行政法人 日本学術振興会という機関の略称です。研究費助成事業（いわゆる科研費）や国際交流事業、大学の教育研究向上のためのリーディングプログラムやスーパーグローバル大学事業などを行っている、研究者なら誰でも知っている機関かと思います。ですが、学生や若手研究者が「学振」といった場合は少し意味が変わってきます。彼らが（そしてこの本でも）指しているのは、「日本学術振興会 特別研究員」のことなのです。この本では、「学振」というようにカギ括弧付きで学振という言葉が出てきたときは、機関名ではなく特別研究員制度のことだと思って読んでください。

「日本学術振興会 特別研究員」制度、通称「学振」は、おおざっぱに言えば2～3年間生活費と研究費（科研費）がもらえる制度です。博士課程の学生なら月200,000円、博士号を取った研究者なら月362,000円の生活費（研究奨励金といいます）がもらえますし、研究費はどちらも年間100万円前後もらえます。分野に制限はないといってよく、**人文学、社会科学および自然科学の全分野が対象**となっています。この特別研究員事業には年間で168億円（平成27年度予算案より）ほどの国家予算が当てられており、約4500人の博士課程学生と1400人の研究者が「学振」で研究をしています。「学振」は“わが国トップクラスの優れた若手研究者に自由な発想のもとに主体的に研究課題等を選びながら研究に専念する機会を与え、研究者の養成・確保を図る制度”として位置づけられており、若い研究者の卵たちの大きな目標として、また研究者としてのキャリアアップの1ステップとして捉えられています。

## 1.2 特別研究員の制度概要

学振の特別研究員（「学振」）には、DC1、DC2、PD、SPD、RPDという区分があります。また、日本学術振興会としては別の事業になりますが、いわゆる「海外学振」とよばれている海外特別研究員もあります。まずは概要を図1.1に載せますので、どのような制度か大枠をつかんでください。

区分	「学振」					「海外学振」
	DC1	DC2	PD	SPD	RPD	海外
対象者	博士課程学生向け		博士号取得者向け			
いわゆる生活費	月20万円		月36.2万円	月44.6万円	月36.2万円	年380万～520万円
採用期間	3年間	2年間	3年間	3年間	3年間	2年間
所属機関でのおおよその申請締切	5月中旬頃				4月中旬頃	4月中旬頃
備考				PD申請者の中から選ばれる	出産や子育てで研究活動を中断した人	

PD, RPD, 海外学振はいずれも併願可能

図 1.1 「学振」と「海外学振」

DC1 と DC2 は博士課程学生向けの区分です。一般的なケースですと、DC1 は修士課程 2 年の 5 月に申請して、採用されれば翌年の博士課程 1 年の 4 月から 3 年間、特別研究員としての身分が得られます。DC2 は博士課程 1 年もしくは 2 年の 5 月に申請します。PD と「海外学振」については、採用される時点で博士の学位をもっていることが前提になります（例外あり）。SPD は PD 応募者から特に優れた者を採用するもので、申請の枠組みとしては PD と同一です。RPD の R は“Restart”からつけられており、出産や子育てなどで研究を中断した研究者（男女とも）が円滑に研究現場に復帰することを支援する目的で設立されました。

本書は主に DC1, DC2 と PD を対象として書かれていますが、RPD や「海外学振」にも共通していえることは多いです。ただし、細かい決まりなどはそれぞれにありますので、必要に応じて日本学術振興会ウェブサイトにある募集要項を必ず参照してください。

### 1.3 特別研究員 DC1 / DC2 の申請資格

前節で簡単にそれぞれの区分を説明しましたが、実際には区分ごとに申請資格が細かく定められています。まずは博士課程在学者向けの DC1 と DC2 の申請資格を見てみましょう。

## DC1

採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者（外国人も含む）

- ① 区分制の博士課程後期第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
- ② 一貫制の博士課程第3年次相当（在学月数24ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
- ③ 後期3年の課程のみの博士課程第1年次相当（在学月数12ヶ月未満）に在学する者
- ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第2年次相当（在学月数12ヶ月以上24ヶ月未満）に在学する者

※ ①～③において、採用年度の4月に博士課程後期等に進学する予定の者を含む

※ 年齢制限なし

※ 過去に特別研究員採用経験をもつ者は申請不可

## DC2

採用年度の4月1日現在、我が国の大学院博士課程に在学し、次のいずれかに該当する者（外国人も含む）

- ① 区分制の博士課程後期第2年次以上の年次相当（在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
- ② 一貫制の博士課程第4年次以上の年次相当（在学月数36ヶ月以上60ヶ月未満）に在学する者
- ③ 後期3年の課程のみの博士課程第2年次以上の年次相当（在学月数12ヶ月以上36ヶ月未満）に在学する者
- ④ 医学、歯学、薬学又は獣医学系の4年制の博士課程第3年次以上の年次相当（在学月数24ヶ月以上48ヶ月未満）に在学する者

※ 年齢制限なし

※ 過去に特別研究員採用経験をもつ者は申請不可

### 注意：休学の取り扱いについて

博士課程における休学期間は在学月数に含まれません。ただし、休学期間の合計が6ヶ月未満の場合は在学月数に加算し、申請資格の確認をいたします。（例：在学月数6ヶ月+休学期間6ヶ月→在学月数6ヶ月相当のため申請資格DC1。在学月数7ヶ月+休学期間5ヶ月→合計6ヶ月未満の休学は在学月数に加算し、在学月数12ヶ月相当のため申請資格DC2）

また、休学の単位は月とし、1日の休学でも1ヶ月とみなします。ただし、学期等の都合で機関の取り決めがある場合は取り決めに沿って換算して構いません。（例：秋学期が9月25日から開始のため、9月25日～翌年度9月24日までの休学を12ヶ月の休学とみなす等）

少し条件が複雑そうに見えますが、基本的には①の条件を見て、採用される年の4月1日に博士課程1年か2年以上かでDC1かDC2かに分かれることになります。ただし、総合研究大学院大学など5年一貫制の場合は

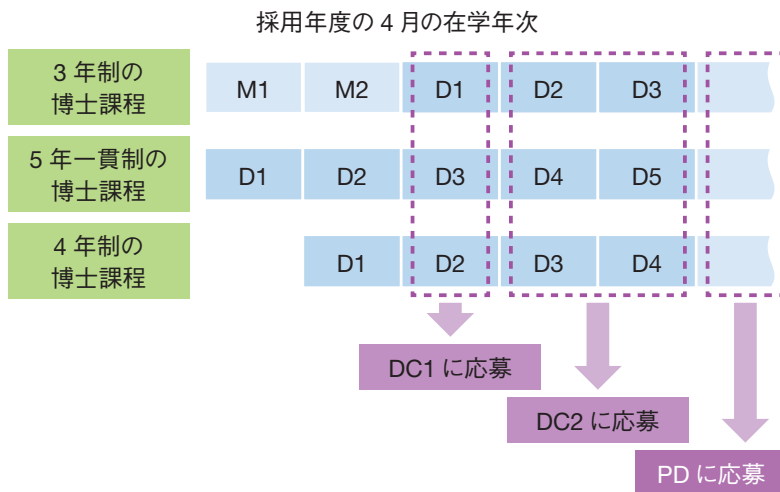


図 1.2 DCの採用時の在学年次と応募資格

②の条件を見て判断します。医歯薬学系などの4年制博士課程については④にあるように1年後ろにずれることになります。簡単に図にしたものを図1.2に載せました。

いくつか例を挙げてみますので、自分がどのケースに該当するかをよく確認して申請するようにしてください。わからなければ日本学術振興会や所属機関の担当者に直接聞いてみることをおすすめします。

**【例1】一般的なケース** いまは平成28年5月です。あなたは平成29年度採用のDCに申請しようとしている修士課程2年生です。平成29年4月1日に3年制の博士課程に入学を予定しています。「学振」の応募資格はDC1とDC2のどちらでしょう？

→採用年度(平成29年度)の4月1日時点で在学月数が0ヶ月なので、「12ヶ月未満」だから**応募資格はDC1**になります(①区分制の博士課程後期第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者)。

**【例2】10月入学のケース** いまは平成28年5月です。あなたは平成29年度採用のDCに申請しようとしている修士課程2年生です。平成28年10月1日に3年制の博士課程に入学が決まっています。「学振」の応募資格はDC1とDC2のどちらでしょう？

→採用年度(平成29年度)の4月1日時点で在学月数が6ヶ月なので、「12ヶ月未満」だから**応募資格はDC1**になります(①区分制の博士課程後期第1年次相当(在学月数12ヶ月未満)に在学する者)。

**【例3】休学を伴うケース1** いまは平成28年5月です。あなたは平成29年度採用のDCに申請しようとしている3年制博士課程1年生です。平成28年4月1日に3年制の博士課程に入学し、平成28年10月1日から平成29年3月31日まで休学を予定しています。「学振」の応募資格はDC1とDC2のどちらでしょう？

→休学期間が6ヶ月以上なので休学期間は在学期間に含まれません。つまり採用年度4月1日時点での在学月数は6ヶ月となり、**応募資格はDC1**になります。

**【例4】休学を伴うケース2** いまは平成28年5月です。あなたは平成29年度採用のDCに申請しようとしている3年制博士課程1年生です。平成28年4月1日に3年制の博士課程に入学し、平成28年9月1日から平成28年12月31日まで休学を予定しています。「学振」の応募資格はDC1とDC2のどちらでしょう？

→休学期間が4ヶ月(6ヶ月未満)なので休学期間は在学期間に含まれます。つまり、採用年度4月1日時点での在学月数は12ヶ月となり、**応募資格はDC2**になります。

**【例5】再入学を伴うケース** あなたは平成29年度採用のDCに申請しようとしている3年制博士課程2年生です。平成29年4月から、今いるA大学とは別のB大学の博士課程に入学しなおす予定です。「学振」の応募資格はDC1とDC2のどちらでしょう？

→受入機関がB大学になりますので、B大学の在学月数で考えます。つまり、例1と同様に在学月数は0ヶ月となるため、**応募資格はDC1**になります。再入学の場合は在学月数がリセットされると考えればよいでしょう。

なお、DC1およびDC2の採用前または採用期間中に大学院を修了して博士の学位を取得した場合、採用開始前の場合は採用開始日から、採用後の場合はその翌月から採用期間の残期間について特別研究員-PDに資格変更ができます。ただし資格変更後も支給される研究奨励金は特別研究員-DCと同じです。

## 1.4 特別研究員PD／SPDの申請資格

続いてPDの申請資格を見てみましょう。なお、SPDについてはPD採用合格者のうち特に優れたものを採用するとしています。

### PD

次の①～③をすべて満たす者。

### ① 学位取得等

次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する者

- (ア)採用時点において、博士の学位を取得後5年未満の者。(申請時においては見込みでもよい)
- (イ)我が国の人文系又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用前年度3月31日までに所定の単位を修得のうえ退学(以下「満期退学」という)し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者で、採用時点で、満期退学後3年未満の者(申請時においては見込みでもよい)。

※平成30年度採用分募集より、満期退学者の申請は不可となります。

- (ウ)採用時点において博士の学位を取得する見込みがなく、我が国の大学院博士課程に標準修業年限を超えて在学することになる者(ただし採用は「特別研究員-DC2」となるのでDC採用経験者は採用されない。)

※平成30年度採用分募集より、PD申請し学位未取得の場合は不採用となります。

### ② 受入研究機関等の選定

特別研究員-PDは、博士課程での研究の単なる継続ではなく、研究環境を変えて新たな研究課題に挑戦するよう、受入研究機関については大学院博士課程在学当時の所属研究機関以外の研究機関を選定すること。また、受入研究者については、大学院博士課程在学当時の研究指導者以外を選定すること。

### ③ 国籍

日本国籍をもつ者、又は我が国に永住を許可されている外国人。

※PD(SPD)に採用内定したにも関わらず学位が取得できなかった場合(人文社会系は満期退学できなかった場合も含む)はDC2採用となります(この場合、DC採用経験者は不採用となります)。ただし平成30年度採用分募集より一律に不採用になります。



※特別研究員採用経験者は再度申請することはできません。ただし、特別研究員 -DC1 又は特別研究員 -DC2 採用経験者（特別研究員 -DC1 または特別研究員 DC2 に申請し、採用時または採用期間中に特別研究員 -PD に資格変更した者を含む）は特別研究員 -PD に申請することができます（過去に特別研究員 -PD または特別研究員 -SPD に採用内定後、学位未取得等により資格を変更し、特別研究員 -DC2 に採用されたことがある場合を除きます）

（一言でいうと、「PD に申請して特別研究員に採用された経験がある人は PD 申請不可」ということです）

こちら申請資格については基本的に①(ア)を見ればよいことになります。しかし、PD では DC とは異なり、②の研究機関移動が課されます。つまり、博士課程のときに所属していた大学とは別の大学・ボスのもとで研究することが必須となります。一応やむを得ない場合の特例措置もありますが、そのためには理由書を追加で提出することになります。

#### 研究機関移動に関する特例措置について

出身研究機関を受入研究機関に選定する者、大学院博士課程在学当時の研究指導者を受入研究者に選定する者でも、以下のやむを得ない事由があれば、特別研究員等審査会において研究機関移動に関する特例措置を認めることがあります。

- (1) 身体の障害、出産、育児等の理由により出身研究機関以外の研究室で研究に従事することが難しい場合
- (2) 研究目的・内容及び研究計画等から研究に従事する研究室を出身研究機関以外の研究室に変更することが国内の研究機関における研究の現状において、極めて困難な場合

該当する者は「受入研究室選定理由書（特例措置希望者）」を提出し、受入研究機関を変更できない事由を研究室の選定理由と関連づけて説明してください。ただし、特例措置が認められない場合は不採用となります。

著者注 日本学術振興会が実施した特別研究員募集に関する説明会の中で、「研究テーマを理由とする(2)のケースはほぼ認められない」との言及がありました。

ちなみに、PDは「海外学振」やRPDとの並立申請が可能です。RPDは特殊な要件を必要としますが、「海外学振」の要件はPDとほぼ同じです。PDでも採用期間中に海外に出て研究することは可能なのですが、渡航期間に制限があります。海外に出ようかなと思っている方は、「海外学振」も積極的に申請するようにしましょう。

## 1.5 特別研究員 RPD の申請資格

最後に、出産・育児による研究中断者への復帰支援フェローシップとして位置づけられている RPD の申請資格です。

### RPD

次の(1)~(3)をすべて満たす者。

(1) 次のいずれかに該当する者

- ① 採用年度の4月1日現在、博士の学位を取得している者（申請時においては、見込みでもよい）
- ② 我が国の人文学又は社会科学の分野の大学院博士課程に標準修業年限以上在学し、採用前年度3月31日までに所定の単位を修得のうえ退学（見込みの者を含む）し、博士の学位を取得した者に相当する能力を有すると認められる者。

※平成30年度よりPDと同様に満期退学者は申請不可となります。

(2) 採用前年度の4月1日から遡って過去5年以内に、出産又は子の養育のため、概ね3ヶ月以上やむを得ず研究活動を中断した者。